

2028年度以降の 認定看護師 認定更新審査および再認定審査について

日本看護協会認定部 (2026.4)



【申請要件】

① 看護実践の証明	看護実践時間の要件を廃止し、証明書提出は不要
② 実践報告書の提出	実践報告書を廃止
③ 自己研鑽の実績	<p>審査対象期間(5年間)に60時間の研修受講</p> <p>ただし、以下の場合は、上記（60時間の研修受講）と同等とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定看護師教育課程の専任教員・主任教員を1年以上務めた場合 ・A課程認定看護師が特定行為研修を受講したことを証明した場合（ただし1回のみとし、特定行為区分の追加受講等については認めない） ・公に向けて学術集会等※1での発表または論文掲載を2回以上実施した場合 <p>※なお、研修受講60時間のうち、講師としての講義時間は12時間まで認める。ただし、施設内での講義は認めない。</p> <p>※1：学会の種類や発表内容、発表方法は問わない。施設内発表は認めない。</p>

個人審査に関するお問い合わせは、24時間365日チャットボット（AI自動応答システム）を確認ください

＜スマートフォンの場合＞

右の二次元コードを読み取り、ご利用ください。

＜パソコンの場合＞

本会公式HPの以下のページで、ご利用ください。

〔看護職の皆さまへ〕-〔資格認定制度〕
（各制度ごとのページでもご利用いただけます）

「資格認定制度に関するお問い合わせ（緑色のバナー）をクリックしてご質問を入力ください。



個人審査に関する
お問い合わせチャットボット